

衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査の 不在者投票の手続きについて

不在者投票をご希望される方は、下記の注意事項に従って函館市選挙管理委員会へ投票用紙等を請求し、滞在先の選挙管理委員会にて投票を行ってください。

＜投票用紙等の請求について＞

- ・投票用紙等が確実に届くように、「郵送先の住所」欄には**アパート名・部屋番号まで正確に記入**し、電話番号は携帯電話等、確実に連絡が取れるものをご記入ください。
- ・どなたかのお宅に滞在している場合は、「**方書**」に**居住者のお名前**をご記入ください。
- ・必要事項を**ご本人が記入**し、函館市選挙管理委員会あて**郵送または直接ご請求ください。**
※メール、ファックス、支所の窓口では受付できません。
- ・電子証明書を登録済みの方は、オンラインでも投票用紙等の請求ができます。詳しくは選挙管理委員会へお問い合わせください。

＜投票用紙等が届いたら＞

- ・投票用紙等が入った封筒は絶対に開封せず、すみやかに滞在先の選挙管理委員会に出向き、不在者投票をしてください。
- ※ 滞在先の市区町村によって投票できる場所・時間が異なる場合がありますので、事前に滞在先の選挙管理委員会にお問い合わせください。
- ※ 何らかの理由で不在者投票をしなかった場合は、速やかに投票用紙等を函館市選挙管理委員会に返還してください。

※最高裁判所裁判官国民審査は、投票日が2月8日の場合、2月1日からの投票になります!!

〒040-8666 函館市東雲町4番13号
函館市選挙管理委員会事務局
電話 21-3592・21-3594

宣誓書兼請求書

私は、令和8年2月8日執行の

衆議院小選挙区選出議員選挙
衆議院比例代表選出議員選挙
最高裁判所裁判官国民審査

請求しない選挙がある場合は、選挙名を二重線で消してください。

の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みなので、以下の記載が真実であることを誓い、あわせて投票用紙等の交付を請求します。

- ・仕事、学業、冠婚葬祭、その他の用務に従事
- ・旅行、用事等のため、投票区外に外出
- ・疾病、負傷、出産、身体の障がい等のため歩行が困難
- ・住所移転のため、函館市以外に居住
- ・天災、悪天候等のため、投票所に到達することが困難

令和 8年	月	日	函館市選挙管理委員会委員長 様		
選挙人名簿に記載されている住所	函館市	町	丁目	番	号
郵送先の住所	〒				
連絡先電話番号					
ふりがな			生年 月日	大・昭・平	
氏名				年	月